

グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書1別表（グリーンリスト）に関する意見募集におけるご意見の概要と回答

※グリーンリストは、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したポジティブリストです。

いずれの項目に関しても、包括的な分類を意図したのではなく、グリーンリストに記載の内容に限定されるものではありません。

※グリーンプロジェクトにおける環境改善効果については「付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針」も参照の上、まずは資金調達者が評価し、最終的には市場において評価されることとなります。

※本資料については意見募集対象となっていた該当箇所以外に対するご意見もしくは匿名で頂いていたご意見は除いておりますが、いただいたご意見は参考にさせていただきます。

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
1	ー	ー	ガイドラインの記載内容に英語を安易にカタカナにした用語が多すぎますので、それらの用語について、常用漢字とひらがなの組み合わせによる日本語への翻訳を行っていただきたいです。 これは環境省に限ったことではないと思いますが、別途、日本語学者と連携するなどして1つ1つ用語の翻訳をお願いします。	御意見として承り、今後の検討の参考といたします。
2	ー	ー	【内容】（全体）グリーンリストは例示であるため、必要がある場合を除いて、面積に係る指標から具体的な単位を削除してもよいのではないかと考える。 【理由】現状の表記ではha、km2、m2が混在しており、特定の指標に特定の単位が与えられているため、記載された単位でのレポートが望ましいような印象を与えるのではないかと考える。同一レポート内に異なる単位が混在することで煩雑になる可能性や、発行体によって集計単位が異なることを踏まえると、発行体の事業規模、測定手法に合わせて柔軟に単位を選択できるような書きぶりが良いのではないかと考えている。	御指摘の通り例示のリストであるため、環境省として面積について記載された単位でのレポートを必ずしも求めるものではありません。発行体の状況に応じて最も適切な集計単位でのレポートをお願いします。
3	ー	ー	【内容】（P5：注意書き・全体）2024年6月にICMAが策定した「Green Enabling Projects Guidance（GEPガイダンス）」を踏まえて、単体ではグリーンとは言えないプロダクトについても、GEPガイダンスを参照した評価も検討可能であるという文言を追加しても良いのではないかと考える。また、GEPガイダンスの策定を踏まえて、どのようなものが該当するか（資金使途例）を別表等にて触れていただきたい。 【理由】GEPガイダンスはグリーンプロジェクトの裾野を拡大を企図しており、別表上においても、言及してその存在を認識してもらうのが重要であると考えている。	2025年6月にICMAより公表されたグリーンボンド原則にもグリーンイネープリングプロジェクトが新たに記載されたこと等を受けて、今後も必要な検討を継続的に実施してまいります。
4	ー	ー	【内容】（P5：注意書き）注7後に注6の方が良いのではないかと。 【理由】注7の例示として、特に注6のケースがあるため。	御指摘を踏まえ、注7後に注6といたします。
5	ー	ー	【内容】リスト中にグリーンインフラ、ブルーインフラという文言が数か所ありますが、それぞれの定義を記述してはどうでしょうか。 【理由】文言の雰囲気は伝わりますが、グリーンインフラ、ブルーインフラの設置自体がグリーンファイナンスの資金使途になると考えます。	紙幅の都合上、グリーンリスト中で個々の用語の定義を記述することは致しません。 なお、グリーンインフラやブルーインフラの定義については以下の資料もご参考ください。 ・グリーンインフラ グリーンインフラとは、「社会資本整備やまちづくりにおいて多様な機能を有する自然資本財」（国交省「グリーンインフラの今後の方向性について（中間整理案）」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001881162.pdf) ・ブルーインフラ ブルーインフラとは、「藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物」（国交省「命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクト」 https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000265.html)

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
6	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	ネガティブな環境効果の例	太陽光パネルには除去できない毒素が含まれていること、原子力発電から放出される放射能による環境破壊、データセンターから使用済み冷却水を海に放出することによる海温上昇で海洋の生態系破壊についての記載がグリーンリスト改定案から抜けている。 上記三つは今日の環境問題において最も議論されるべき課題である。環境省には是が非でも対策を講じて頂きたい。予算、または技術的に不可能なのであれば上記三つは廃止すべきである。	御指摘を踏まえ、国内の発行事例や各種計画・戦略に加え、ICMAのレポート・ハンドブック等の国外の文献についてレビューを行い、これを踏まえて今後対応を検討いたします。なお、グリーンボンド及びグリーンローンの資金使途となるプロジェクトを検討する際はネガティブな環境効果も十分考慮の上、選定を行う必要があります。
7	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	小分類	【内容】(P6:1-5)「事務所、工場、店舗、住宅、データセンター等で」について、データセンターを削除しなくても良いのではないかと。 【理由】グリーンリストは例示であると理解しているものの、データセンターのみ削除する特段の理由がなければ、削除しなくても良いのではないかと考える。	1-5の小分類の後段の説明においてデータセンターの記載を維持しております。そのため原案のとおりとさせていただきます。
8	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	小分類	【内容】大分類1において水力発電が挙げられていますが、ダム等の大規模開発が含まれず、補修・メンテナンスが対象になる旨を記載してはどうでしょうか。 【理由】水力発電をグリーンファイナンスにおける資金使途とする場合の実務の対応に合わせる意図です。	大規模開発による影響はネガティブな環境効果「土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小等」として記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。プロジェクトの適格性は、ネガティブな環境効果も十分考慮の上ご検討いただく必要があります。また、補修・メンテナンスは大分類1に限らずグリーンプロジェクトに該当する場合がございます。
9	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	小分類	【内容】「資料2」p6の「1-1」行で「小分類」列の上から2-3行目「…又は 廃棄物 由来のものに限る…」を「…又は 廃棄物 或いは 残さ 由来のものに限る…」或いは「…又は 廃棄物等 由来のものに限る…」への修正が適切と考えます 【理由】EU-RED III(EU法令)「適用範囲(29条1項)」には、「…biomass fuels produced from waste and residues …」とあり、「廃棄物」以外では、 副産物の「残さ」(residues)が含まれます が、何故か本公募案では「 残さ 」(residues)の記述がございません 【根拠】①EU-Lex「EU-RED III」Website → https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2023/2413/oj/eng ②「廃棄物等」は「循環型社会形成推進基本法」第二条2項の法定用語です	本項目では、再生可能エネルギーにより発電を行う事業を例示しており、廃棄物以外の残さについては、「持続可能性が確認されたもの」の記載で読み込めることから、原案のとおりとさせていただきます。
10	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	小分類	【内容】「資料2」p6の「1-1」行で「小分類」列・下から1-2行目「…再生可能エネルギーにより発電を行う事業」を「…再生可能エネルギーや 安全が担保された原子力 により発電を行う事業」への修正が適切と考えます 【理由】UN-FCCC COP28合意やEUタクソノミーで「原子力」が明記され、世界中で原子力の環境債が急増しました。一部海外企業において工場内にSMR(小型モジュール炉)導入を発表済で、「安全が担保された原子力」を排除される理由はないと考えます 【根拠】①外務省「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)結果概要」Website → https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/pagew_000001_00076.html 、②EU 'EU taxonomy' Website → https://finance.ec.europa.eu/publications/eu-taxonomy-complementary-climate-delegated-act-accelerate-decarbonisation_en	本リストはICMAが策定するグリーンボンド原則のグリーンプロジェクトのカテゴリー(大分類)に基づく詳細化を行うことを目的としているため、現時点においてICMAの大分類に記載がない原子力関連は扱わない予定です。一方、別途「電力分野のトランジション・ロードマップ」の中で脱炭素化に貢献する技術として原子力関連技術を明示していますので、こちらも御参照ください。

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
11	大分類1. 「再生可能エネルギーに関する事業」	小分類	<p>【内容】1-5（使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業（農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。））</p> <p>「使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業」における「一部」の充分性は、その業界や地域の特性を踏まえながら検証・判断するものと考えられるが、具体的な基準・考え方などをお示しいただきたい。</p> <p>もしくは、再生可能エネルギー（再エネ）が使われていることを証明するエビデンスがあれば、その再エネ比率を問わず（極端な例として、再エネ比率1%のケースであっても）、「グリーンプロジェクトと呼んでよい」という考え方で差支えないかお教えいただきたい。</p> <p>【理由】現在では系統の電力にも再エネが使われており、文言通り広く解した場合、事務所、工場、店舗、住宅、データセンター等が全て含まれると考えられる。</p>	<p>グリーンプロジェクトとは「明確な環境改善効果を有し、そのネガティブな環境効果が環境改善効果と比べて課題とならないもの」と定義されており、その業界や地域の特性によって基準は異なります。付属書1「明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針」も合わせてご確認ください。</p> <p>また、「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」との比較で環境改善効果の測定に係る指標が明確に改善することが見込まれるなど、プロジェクトの実施による環境改善効果が客観的に明らかである必要があります。</p>
12	大分類2. 「省エネルギーに関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】（P8：大分類2）データセンターのエネルギー効率指標である「PUE」を「環境改善効果を算出する際の具体的な指標」に入れるのはいかがか。</p> <p>【理由】データセンターの電力消費量が注目されており海外案件では地域に応じたPUE値の閾値を設定している案件も存在。グローバル事例を踏まえても指標としてPUE値を入れてもよいのではないかと考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、データセンターのエネルギー効率指標である「PUE」を「環境改善効果を算出する際の具体的な指標」に追記いたします。</p>
13	大分類3. 「汚染の防止と管理に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】（P9：3-4）以下の2つの指標について水処理・汚泥焼却段階における温室効果ガス排出を念頭においたものであることを注記しても良いのではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の削減量（MJ等） ・CO2排出量の削減量（t-CO2） <p>【理由】現状、下水道処理施設の温室効果ガスの発生は半分以上は施設の電力消費によるものであると認識している。今回の改訂から、省エネルギーに関する2-1、2-2で「上下水道施設」が例示として加わっており、現状の表記では、下水道処理施設の電力面からの省エネルギー化を資金使途として検討する発行体が、カテゴリーの整理に戸惑う可能性もあるのではないかと考えている。</p> <p>参考：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省「脱炭素化/資源・エネルギー利用」： https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000124.html ・環境省「上水道・工業用水道、下水道部門における温室効果ガス排出等の状況」： https://www.env.go.jp/council/38ghg-dcgl/y380-07/mat03.pdf 	<p>グリーンリストは例示のリストであり、環境省として必ずしも記載された指標を求めるものではないため、内容・状況に応じて適切な指標でのレポートをお願いいたします。なお、グリーンリストの性質として1つのプロジェクトが複数のカテゴリに分類されることを妨げるものではございません。</p>
14	大分類3. 「汚染の防止と管理に関する事業」	小分類	<p>【内容】「資料2」p9の「3-1」行で「小分類」列の下から3行目「…、廃棄物の高度な回収・処理…」を「…、廃棄物等の高度な回収・処理…」への修正が適切と考えます</p> <p>【理由】①「再生資源化事業者等高度化法」第三条(基本方針)3項に「循環型社会形成推進基本法」が明記されています。②「廃棄物等」は「循環型社会形成推進基本法」第二条2項の法定用語です</p> <p>【根拠】①資源循環の促進のための再資源化事業者等の高度化に関する法律 → https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000041 ②循環型社会形成推進基本法 → https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000110</p>	<p>ご指摘のとおり「…<u>廃棄物等</u>の…」に修正いたします。</p>

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
15	大分類3. 「汚染の防止と管理に関する事業」	小分類	<p>【内容】「資料2」p9の「3-1」行で「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」列の上から4行目「●廃棄物のうち…」を「●廃棄物等のうち…」への修正が適切と考えます</p> <p>【理由】①「再生資源化事業者等高度化法」第三条(基本方針)3項に「循環型社会形成推進基本法」が明記されています。②「廃棄物等」は「循環型社会形成推進基本法」第二条2項の法定用語です</p> <p>【根拠】①資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 → https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000041 ②循環型社会形成推進基本法 → https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000110</p>	ご指摘のとおり「…廃棄物等の…」に修正いたします。
16	大分類3. 「汚染の防止と管理に関する事業」	小分類	<p>【内容】「資料2」p9の「3-1」行で「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」列の下から6行目「…副産物や廃棄物の…」を「…廃棄物等の…」への修正が適切と考えます</p> <p>【理由】①「再生資源化事業者等高度化法」第三条(基本方針)3項に「循環型社会形成推進基本法」が明記されています。②「廃棄物等」は「循環型社会形成推進基本法」第二条2項の法定用語です</p> <p>【根拠】①資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 → https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000041 ②循環型社会形成推進基本法 → https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000110</p>	ご指摘のとおり「…廃棄物等の…」に修正いたします。
17	大分類3. 「汚染の防止と管理に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】「資料2」p10の「3-6」行で「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」列の下から2行目「●エンドオブライフにおける生分解(又はリサイクル)の割合(%)」は削除するのが適切と考えます</p> <p>【理由】生分解性プラは、酸素がない嫌気性環境(埋立や海中)下で温暖化ガスのメタンを排出することは周知の事実です。産業用コンポスト(堆肥化)やバイオガス(燃料化)での処分以外は環境負荷が増大し、目的とする信頼性確保とは逆行します</p> <p>【根拠】①環境省「5.A.1 管理処分場(Managed Disposal Sites)(CH4)」→ https://www.env.go.jp/content/000271966.pdf ②生分解性プラスチックの嫌気性分解評価 → https://www.jstage.jst.go.jp/article/fujisan/5/2/5_29/_pdf</p>	<p>ご指摘の指標についてはより明確にする観点から以下のとおり修正いたします。なお、ご指摘のような生分解性プラスチックの処理・処分時において注意すべき環境影響についてはグリーンリスト中に記載しているネガティブな環境効果の例も参照の上で、個別の事例に応じて検討することが必要となります。</p> <p>使用されているプラスチックのうち、生分解の割合又はエンドオブライフにおいてリサイクルされる割合(%)</p>
18	大分類4. 「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」	小分類	<p>【内容】大分類4において陸上養殖を小分類等に加えてはどうでしょうか？</p> <p>【理由】今後の成長領域であり、ブルーボンドの資金使途となり得るため。</p>	持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業にも含まれる取組かと思しますので、原案のとおりとさせていただきます。引き続き大分類4に関連する取組については検討を進めてまいります。
19	大分類5. 「生物多様性保全に関する事業」	小分類	<p>【内容】大分類5 5-1において「ブルーカーボンを活用した吸収源対策等に関わる藻場・干潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出等」とありますが、「ブルーカーボンを活用した吸収源対策等に関わる」は必要でしょうか？</p> <p>【理由】ブルーカーボンの創出は副次的な効果であり、カーボン創出自体はグリーンファイナンスの資金使途に該当しないという理解です。</p>	ご指摘の記載の部分はあくまで例示として示しているものであり、吸収源対策等にかかわるものでないと適格なプロジェクトに該当しないというものではありません。そのため原案のとおりとさせていただきます。なお、単なる海域環境の保全・再生・創出等のプロジェクトであってもグリーンプロジェクトに該当するのはご指摘のとおりです。

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
20	大分類5. 「生物多様性保全に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】5-1（保護地域や OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等における生態系の健全性の保全・再生を行う事業）</p> <p>環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例として、「事業によって維持・増加した保護地域・OECM（自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域等））面積（km2）」とあるが、「回復・創出タイプの自然共生サイトのうち、生物多様性の価値に関する基準への合致に至っていないもの」（以下、非OECM自然共生サイト）が対象か否かを明確にした表記にすべき。</p> <p>特段の理由がない限り、非OECM自然共生サイトも対象にすべきと考えられるため、例えば、自然共生サイトを保護地域・OECMと並列にする等の修正をすべきと考える。</p> <p>一方、従前同様、保護地域・OECMのみが対象なのであれば、括弧内の表記「（自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域等））」を削除すべきと考える。</p> <p>【理由】現行案では、従前同様、対象が保護地域・OECMに限られており、括弧書きで自然共生サイトが例示されている。</p> <p>一方で、非OECM自然共生サイトが対象か否かが明確でないことから、その扱いを明確化いただきたい。</p>	自然共生サイトには、維持タイプ（OECM相当）に加えて、回復・創出タイプも含むため、ご指摘のとおり「保護地域・OECM・自然共生サイト」と並列して表記いたします。
21	大分類6. 「クリーンな運輸に関する事業」	小分類	<p>【内容】（P15：6-1）内航海運のハイブリッド船の導入について、敢えてグリーンリストで例示する必要がないかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>【理由】EUタクソノミーでは階段式の閾値設定がされトランジションアクティビティであるが、敢えてグリーンリストで例示する意図があるのか。</p> <p>必要に応じてCTFH参照等になっているので問題ないと思うものの、なお、ハイブリッド船の建造をトランジションと分類してる事例あり。</p> <p>https://www.khi.co.jp/pressrelease/news_231130-1.pdf</p>	グリーンリストはあくまで例示のリストであり、プロジェクトとしての適格性は付属書1の判断指針やグリーンリスト冒頭の注も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただく必要があります。今回追記が提案された内航海運のハイブリッド船の導入についても同様の対応が必要であることは変わらないため、原案のとおりとさせていただきます。なおプロジェクトの内容に応じてクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を併せて参照いただければと思います。
22	大分類6. 「クリーンな運輸に関する事業」	小分類	<p>【内容】（P15：6-1）電動車、鉄道、自転車、ゼロエミッション船（水素燃料電池船、バッテリー船等）、内航海運におけるハイブリッド船の製造・導入や、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業について、EUタクソノミー等の世界の潮流を踏まえた上でグリーンとトランジションについて再整理し、追加について再考した方がよいのではないかと。</p> <p>【理由】ハイブリッド船が新たに記載され、追加に際してエネルギー削減率の観点での議論が議事録に記載されていたが、前提として化石燃料が使用されている認識であり、本当に追加しても問題ないのでしょうか。</p>	グリーンプロジェクトとトランジションプロジェクトの概念やその関係性は国内だけでなく、国際的にも議論が進められているところ、グリーンリストに関するWGにおいてもこの論点をどのように考えるべきかの議論が行われています。ご指摘踏まえ、今後もグリーンリストWGでの継続的な検討課題の1つとして検討を進めてまいります。
23	大分類6. 「クリーンな運輸に関する事業」	小分類	<p>【内容】（P15：6-3）エコドライブに関し、自動運転やトラックの隊列走行等の例示も行ってよいのではないかと。</p> <p>【理由】エコドライブに関し、自動運転やトラックの隊列走行等の例示も行ってよいのではないかと。ある評価機関では自動運転はソーシャルではなくグリーンで評価する事例も見られる。</p> <p>https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwi3ooqGwriNAXWjk68BHa_EIAkQFnoECBoQAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.meti.go.jp%2Fshingikai%2Fshinko%2Fgreen_innovation%2Findustry_restructuring%2Fpdf%2F005_05_00.pdf&usq=AOvVaw0mT-L7FkAB2WQH8vopzGZi&opi=89978449</p>	ご指摘を踏まえ、自動走行について以下のとおり追記させていただきます。
				6-3 エコドライブの支援のための機器や技術（デジタル式運行記録計及び自動運転等）を導入する事業

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
24	大分類6. 「クリーンな運輸に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】（P15：6-4）パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業について、整備距離を入れてはいかがか。</p> <p>【理由】大分類6の表記で自転車为例示されており、「自転車走行空間の整備」は6-4に含まれると考えるので『環境改善効果を算出する際の具体的な指標』に整備距離を追加したほうがいいのではないかと考える。</p>	御指摘を踏まえ、6-4のパークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業について、「整備距離(km)」を「環境改善効果を算出する際の具体的な指標」に追記いたします。
25	大分類6. 「クリーンな運輸に関する事業」	小分類	<p>【要望内容】「中古電気自動車（EV）の流通・販売促進事業」を、グリーンボンドおよびグリーンローンにおける資金使途の対象として、グリーンリストへ明示的に追加いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【要望の背景と理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ライフサイクル全体における環境負荷の削減 新車のみならず中古EVを有効活用することにより、製造時のエネルギー負荷や資源使用を抑制し、車両のライフサイクル全体を通じたCO₂排出量の削減が期待される。 地域経済への波及効果 地域雇用の創出や経済の活性化にも寄与する。 実需と政策ニーズへの対応 欧州を中心に中古EVの普及支援が進められており、我が国においても同様の対応が求められる。 グリーンファイナンス市場の拡大に資する 中小規模の事業者にも参入可能な新たなグリーンプロジェクトの類型として、我が国グリーンファイナンス市場のさらなる発展にもつながるものと期待される。 	グリーンリストはあくまで例示のリストであり、環境省として必ずしも記載された資金使途を求めるものではありません。広く資源循環の促進につながる事業は小分類9-2に含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。
26	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】（P17：8-2）新たに「水道水等の水質保全」を追加されているがそれに結び付く環境改善効果の指標例をあげてはいかがか。</p> <p>【理由】新たに追加された指標は「水資源の保全」に資するものと見受けられるため、「水道水等の水質保全」に関する具体的な指標があるとよいと考える。</p>	8-2の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、塩水遡上対策の実施件数（箇所）、アオコ等発生抑制、流入防止対策件数（箇所）等を記載しております。そのため原案のとおりとさせていただきます。
27	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	小分類、ネガティブな環境効果の例	<p>【内容】（P17：8-3）気候変動影響のモニタリングに関する事業について、具体的なイメージがわくよう補足を追加したほうがいいのではないかと。</p> <p>【理由】モニタリング機器の設置件数（台）があげられている、従来は機器交換によりその精度があがることを前提にグリーンプロジェクトとしている事例もあるが、この気候変動影響のモニタリングに関する事業の具体的なイメージがわくよう補足を追加したほうがいいのではないかと。また、新しい機器を導入して電力使用量が増えるが、その分影響の事前把握ができるといった留意事項を追加してはどうか。</p>	例えば、気候変動影響が想定されるものの、データが不足していることなどによって影響の把握が困難である場合、モニタリング機器の導入による追加性に着目してグリーンプロジェクトと位置付ける可能性が考えられます。今回はリストの紙幅の都合上、補足の記載はせず原案のとおりとさせていただきます。 また、ネガティブな環境効果の例を以下の記載に変更いたします。 空調設備等を始めとする機器等の設置および使用時間の増加による温室効果ガス排出量の増加等
28	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	小分類	<p>【内容】（P17：8-5）小分類の中に熱中症を明記してはどうか。</p> <p>【理由】2025年6月より労働安全衛生規則改正に伴い事業者に対して熱中症対策が義務づけられることを踏まえ、熱中症という具体的なワーディングを入れてもよいのではないかと考える</p>	8-6の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として「従業員等の熱中症対策コスト（円）」を記載しているため、原案の通りとさせていただきます。
29	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】（P17：8-5）年間の熱中症死者数について、環境改善効果を算出する際の具体的な指標として適切であるか再考頂きたい。</p> <p>【理由】熱中症対策のための資金であるため、従前入っていた「年間の熱中症死者数の減少（人/年）」の「減少」を消さなくても良いと考えるが、いかがか。環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例として、熱中症死者数の人数については意味が無いと考える。</p>	ご指摘を踏まえ、「減少」という記載は削除せず、維持することにします。なお、大分類8に記載している指標については、環境改善効果の比較可能性や指標の使いやすさ等の観点から引き続き検討を進めてまいります。

通し番号	大分類	分類	御意見の概要	回答
30	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】(P18:8-5、8-6)「空調機器の設置率(%)」、「水害対策を実施した事業所率(%)」について、設置率ではなく、設置件数の方が良いのではないかと考える。</p> <p>【理由】分母と分子に何を置くのか、どこまで含めるのかが不明瞭。適応であることを考えると、率じゃなくて設置件数で良いのではないかと考える。</p>	グリーンリストは例示のリストであり、環境省として必ずしも記載された指標を求めるものではありません。設置台数等を把握できない場合の効果を測定する指標として、「空調機器の設置率(%)」、「水害対策を実施した事業所率(%)」を例示しております。内容・状況に応じて適切な指標でレポートの実施をお願いします。
31	大分類8. 「気候変動に対する適応に関する事業」	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<p>【内容】(P18:8-6)「気象災害によって影響を受ける顧客や従業員数の減少(人)」、「気象災害による修理コストの減少(金額(円))」について、「の減少」削除しなくても良いのではないかと考える。</p> <p>【理由】影響を受ける人やコストが重要なのではなく、それが減ることが環境改善効果であると考えため。</p>	ご指摘を踏まえ、「減少」という記載は削除せず、維持することにします。なお、大分類8に記載している指標については、環境改善効果の比較可能性や指標の使いやすさ等の観点から引き続き検討を進めてまいります。
32	大分類9. 「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」	小分類	<p>【内容】(P19:9-2)バイオエタノール製造も例示してはいかがか。</p> <p>【理由】車の脱炭素はEV、FCEV、PHEV/HEV+バイオ燃料が主なルートになる。また国際海運も水素、アンモニアに加えてバイオメタン等が示されている。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/transition_finance_roadmap_automotive_jpn.pdf</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001377661.pdf</p> <p>燃料関連として、発電は主に水素、アンモニア、飛行機はSAFまでは例示があると考えますが、車と船の燃料が示されていないのはアンバランスかと考えるため。</p>	ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記させていただきます。 9-2 ゼロエミッション船(アンモニア燃料船、水素燃料船等)、SAF(持続可能な航空燃料)、 <u>バイオ燃料</u> 等
33	大分類9. 「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」	小分類	<p>【内容】水素・アンモニア製造設備や製造する事業についてリスト内でカバーしていないという理解です。水素・アンモニアについては大分類9においてR&Dはカバーされていますが、実証化後の製造についてグリーン資金使途に入れてはどうでしょうか?グリーン水素・アンモニアは当然ですがブルー水素・アンモニア+CCSも吸収分が多い場合は含まれる等の現時点での考察を加えてはどうでしょうか?</p> <p>【理由】リスト全体として、環境への配慮という点が大きく取り扱われているという印象です。新しい産業をグリーンとして取り扱うという対応も必要かと思います。</p>	引き続きの検討課題とさせていただきます。
34	大分類9. 「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」	小分類	<p>【内容】「資料2」p19の「9-1」行で「小分類」列の上から4行目「…環境負荷低減効果のある素材による包装…」は「…環境負荷低減効果のある素材を使用した製品・サービス…」への修正が適切と考えます</p> <p>【理由】極めて限定された用途・分野の「包装」となされるよりも、広く循環経済や資源循環等、容り法の上位法令である「循環型社会形成推進基本法」で社会貢献する「製品・サービス」と上位概念を示す表現の方が本目的の環境債等の普及に繋がります</p> <p>【根拠】①容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 → https://laws.e-gov.go.jp/law/407AC0000000112/、②循環型社会形成推進基本法 → https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000110</p>	製品製造事業に紐づくかっこ書きにあたる箇所のため、原案のとおりとさせていただきます。なお、環境負荷低減効果のある素材を使用した製品・サービスについては、9-1後段の内容に含まれると考えられます。